

平成28年度 第4回全体庁議（7月5日開催）

| | | | |
|----|-------|--------------|----------------------------------|
| 区分 | 審議・報告 | 案件名 (担当部) | (3) 公立保育所の民間移管に係る公募等について[こども未来部] |
|----|-------|--------------|----------------------------------|

■ 提案・報告の趣旨

公立保育所の民間移管を行うにあたり、移管先の公募に係る応募資格や決定手順及びスケジュールについて7月20日の厚生委員会に報告を行うもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1. これまでの経過

- ① 公立保育所再編基本方向において、民間移管等により、公立保育所を約半数とすることとしている。
- ② 基本方向に沿って、これまで4か所の公立保育所を民間に移管している。
- ③ あやめ保育所及びひばり保育所を移管するほか、保育需要などを見極め、1か所の公立保育所を廃止する予定。

2. 移管先の公募等について

(1) 移管先の公募

① 主な応募資格・条件

- 十勝管内で認可保育所や幼稚園、認定こども園を5年以上運営している社会福祉法人または学校法人
- 北海道の認可保育所の設備・運営基準等を遵守し、安定的に保育業務を実施できること
- 移管後の保育所に勤務する正職保育士は平均勤続年数が7年以上であること

② 移管後の保育所の保育内容

- 開所日・時間や保育士の配置、延長保育や乳児保育の実施など、現在の保育内容を引き継ぐことを要件とする。

(2) 移管先候補の選定及び移管先の決定

① 移管先候補の選定

- 保護者関係者、学識経験者等で構成される選定委員会で、主に以下の視点で応募法人の審査を行い、移管先候補を選定する。
 - ・ 法人が現に設置する他の保育所、幼稚園等の保育・教育方針、運営状況
 - ・ 移管を受けた場合の新保育所の保育方針、運営方法
 - ・ 法人の財務及び人事管理の状況

② 移管先の決定

- 選定委員会の選定結果を踏まえて市で移管先を決定する。

■ 今後のスケジュール

- ・ 平成28年7月20日 厚生委員会へ報告
- ・ 平成28年8月1日～9月2日 応募用紙の配布・応募期間
- ・ 平成28年9月上旬～10月上旬 選定委員会における移管先候補の選定
- ・ 平成28年10月中旬 移管先の決定
- ・ 平成28年11月 厚生委員会への報告

■ 審議結果

- ・ 同内容で、7月20日厚生委員会へ報告することです承された。

■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし